

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。また、いじめのつもりはなく、本人が笑って相手に合わせていたとしても、受けた側が苦痛を感じれば、いじりやからかいもいじめの可能性のあることを踏まえ、いじめは小さな芽のうちに発見し、すぐに対応することが重要である。

マスコミ報道でもあるように、近年スマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブルが多く発生しており、それらがいじめにつながる事例も数多く見られる。

こうしたことから、「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「山口県立下松工業高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

また、本校の校是である『愛と正義』を生活の指針とし、「人に親切に尽くし人と共に生きる」、「正しいことや自分の果たさなければならない責任を全力で果たす」ことを実践することで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢を示し、いじめの防止へ繋がると考える。

【いじめの防止基本方針】

1 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ いじりやからかいを受ける
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ◇ 部活動における生徒の人間関係

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努めるとともに、教職員のいじめの認知力を高める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校評議員等と積極的に協働を図る。また、学校評価アンケート等を利用し、保護者、地域からの評価も含め、いじめに対する様々な取り組みが実効的なものになっているか点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクル等の確立を図る

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

【いじめの防止等のための対策の内容に関する事項】

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会

学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議、年度末の学校外部を含めた委員による会議等

- ・構成：管理職、生徒部主任、特別支援・教育相談係主任、学年主任、養護教諭、生徒指導係、該当正担任、該当部活動教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、FRアドバイザー、PTA会長 ※必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

・役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒指導部会等

毎月の学年会定例会議、事案発生時に緊急会議等

- ・構成：生徒部長、生徒指導担当教員、養護教諭

※必要に応じ、特別支援・教育相談主任、学年主任、当該学級担任・部活動顧問等を加える。

・役割

- ◇いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等
- ◇学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人権を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・いじめの未然防止に向け、生徒の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

(4) 自殺予防教育の推進

周りを気遣い、自分の悩みを言わない生徒が自殺という行動に出る事を防ぐために、「SOSをだしてよい」「自分にとって信頼できる大人がいる」と感じ行動できる雰囲気醸成、また、リスクのある生徒の把握や、保護者との協力体制の構築、生徒の悩みを受け取る体制の充実を図る。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

3 いじめの段階

(1) レベル1「日常的衝突としてのいじめ」

社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突（いわゆる「生徒間トラブル」、軽微なものでは、「ふざけ」や「いたづら」、「ちょっかい」など、程度が重くなると「口論」や「けんか」などが挙げられる）の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要。

※「兄弟姉妹間のいじわるやけんか、保護者に叱られた等の家族間で生じたケース」を除く。

(2) レベル2「教育課題としてのいじめ」

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

(3) レベル3「重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ」

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

未然防止（いじめの予防）

（1）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努める。また、生活アンケートの年3回の実施、県教委作成の「F i t」（学校適応感を測る客観テスト）を活用するなどの取組を行い、生徒理解に努める。
- ・中高の切れ目のない支援体制を構築するため、中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫しいじめの防止等の対策に取り組む。
- ・仮入学で新入生や保護者へ、PTA総会で保護者に向けて教育相談主任から、いじめや心配事についての相談できる機会の呼びかけを行う。

（2）教育活動全体を通じた取組

- ・自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- ・すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、クラブ活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。
- ・学校行事やボランティア活動等に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。
- ・「いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、いじりやからかいもいじめである」という学校の毅然とした態度を児童生徒に示すとともに、生徒が決していじめの傍観者にならず、いじめを抑止する仲裁者となる学校風土作りに努める。

（3）家庭・地域との連携

- ・いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・PTA、学校評議員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（把握しにくいいじめの発見）

（1）校内指導体制の確立

- ・「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、年3回の生活アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、毎月教育相談アンケートの実施と教育相談メールの開設等、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

（2）家庭・地域との連携

- ・学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（1）早期対応のための本校の体制

- ・いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに被害生徒の安全を確認する。また、情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

（2）いじめへの対応

- ・いじめられている生徒を守り抜くとともに、いじている生徒等に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・学校内に『いじめは許されない』という雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・いじめられている生徒の心のケア、いじている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・いじめられている生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。
- ・いじている生徒の保護者へは、『いじめは人間として、絶対に許されない』との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

（3）地域・関係機関との連携

- ・日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したもものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

【家庭・地域・関係機関との連携】

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA評議員会をお願いするとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

(1) 本校の相談窓口

山口県立下松工業高等学校	代 表	0 8 3 3 - 4 1 - 1 4 3 0
	相談メール	Soudan@kudamatsu-t.@ysn21.jp

(2) 関係機関等の相談窓口

○ こどもの人権110番 (山口地方法務局)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
○ いじめ110番 (やまぐち総合教育支援センター)	0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 0 2
○ サイバー犯罪対策室 (山口県警本部)	0 8 3 - 9 2 2 - 8 9 8 3
○ ヤングテレホン・やまぐち (山口県警本部)	0 1 2 0 - 4 9 - 5 1 5 0
○ ふれあい総合テレホン (やまぐち総合教育支援センター)	0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 4 0
○ 山口県教育庁行政相談室 (教育庁教育政策課)	0 8 3 - 9 3 3 - 4 5 3 1
○ ふれあいメール (やまぐち総合教育支援センター)	soudan@center.ysn21.jp

平成31年度山口県立下松工業高等学校いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 校内委員による会議① (年度方針・計画作成)	オリエンテーション(1学年) 対面式(全学年) 個人面談①(全学年) 学年会での情報交換	HP更新 学校いじめ防止基本 方針の通知	担当者確認(警察等関 係機関) 情報モラル研修会(全 学年)
5	取組状況検討会① (アンケート結果集 約・情報共有) 校内研修(特別支援)	高校生活アンケート①(全学年) Fit①(全学年) 性格検査(1・2年) 挨拶運動(生徒会) 校内巡視(生徒会) 生徒総会	PTA評議委員会 PTA総会	学校評議員会 山口県・徳山地区生徒 指導連絡協議会 校外生徒指導連盟総会 (下松市)
6	校内研修(情報モラル 教育)			ケータイ安全教室(全 学年)
7	スクールカウンセラー との情報交換	薬物乱用防止教室(全学年) 中学校訪問 保護者会での情報収集と検討 ボランティア清掃(1・2年生)	保護者会(全学年) 学校だより 保護者アンケート① 進路説明会(3年) 合同校外巡視	県教育相談連絡協議会 薬物乱用防止教室 青少年育成協議会・校 外生徒指導連盟幹事 会・巡視(下松市)
8		ボランティア清掃(生徒会)	合同校外巡視	巡視(下松市・PTA)
9	行事企画・運営	進路講話(3年)	PTA研修会	
10	いじめ防止・根絶キャ ンペーン いじめ防止・根絶に向 けた取組状況の点検 校内研修(人権教育)	運動会(全学年) いじめ防止・根絶キャンペ ーン アンケート②(全学年) Fit②(全学年) 個人面談②(全学年) 学年会での情報交換 保育実習(3学年)	いじめ防止・根絶キ ャンペーン (向上委員会) 運動会	徳山地区生徒指導連絡 協議会
11	取組状況検討会② (アンケート結果集 約・情報共有)	公開授業週間(全学年) 文化祭(下工祭) 校内ロードレース	PTA役員会 保護者会(1・2年 生)	下松市校外生徒指導連 盟幹事会・巡視
12	スクールカウンセラー との情報交換 校外巡視	向上委員会(生徒会) 人権教育研修(全学年)	保護者アンケート② 学校だより 合同校外巡視	徳山地区生徒指導連絡 協議会
1		「生命尊重」講話(全学年) インターンシップ(1年)		
2	生徒指導上の課題集約 取組状況検討会③ (アンケート結果集 約・情報共有) 全委員による会議② (方針の見直し等)	アンケート③(全学年) 個人面談(1・2年) ボランティア清掃(生徒会) 修学旅行(2学年)	PTA役員会 学校評価アンケート	学校評議員会 徳山地区生徒指導連絡 協議会
3	スクールカウンセラー との情報交換	ケータイ安全教室(仮入学) 防犯教室(1・2年)	ケータイ安全教室 (仮入学)	下松市校外生徒指導連 盟幹事会・巡視 中学校との情報交換

※教員による校内巡視は、通年で行う。